2018 年合格目標 司法書士講座 早稲田合格答練

## 択一実戦過去問~キムラの目~

第1回 民法①≪ 問題 ≫

担当講師:木村 一典

無断複製 (コピー等)・無断転載等を禁じます。

- 第1問 未成年者に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1 から5までのうち、どれか。
  - ア 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為を自ら取り消した場合には、その未成年者は、その取消しの意思表示をすることについて法定代理人の同意を得ていないことを理由に、その取消しの意思表示を取り消すことはできない。
  - イ 養子である未成年者が実親の同意を得て法律行為をしたときは、その未成年者の養親 は、その法律行為を取り消すことはできない。
  - ウ 未成年者と契約をした相手方が、その契約締結の当時、その未成年者を成年者である と信じ、かつ、そのように信じたことについて過失がなかった場合には、その未成年者 は、その契約を取り消すことはできない。
  - エ 未成年者が婚姻をしたときは、その未成年者は、婚姻後にした法律行為を未成年であることを理由として取り消すことはできない。
  - オ 未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合において、その贈与契約が 負担付のものでないときは、その未成年者は、その贈与契約を取り消すことはできない。

## 2018 年合格目標・択一実戦過去問~キムラの目~第1回 民法①(総則)

- 第2問 後見、保佐又は補助に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 成年被後見人が日用品の購入をした場合には、成年後見人は、これを取り消すことができるが、被保佐人が保佐人の同意を得ないで日用品の購入をした場合には、保佐人は、これを取り消すことができない。
  - イ 成年後見人は、成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代表するが、保佐人は、保佐開始の審判とは別に、保佐人に代理権を付与する旨の審判があった場合に限り、特定の法律行為についての代理権を有する。
  - ウ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者の四親等の親族は、その 者について後見開始の審判の請求をすることができるが、当該能力が不十分である者の 四親等の親族は、その者について補助開始の審判の請求をすることができない。
  - エ 被保佐人が贈与をする場合には、保佐人の同意を得なければならないが、被補助人が 贈与をする場合には、贈与をすることについて補助人の同意を得なければならない旨の 審判がなければ、補助人の同意を得ることを要しない。
  - オ 配偶者の請求により保佐開始の審判をする場合には、本人の同意は必要ないが、配偶 者の請求により補助開始の審判をする場合には、本人の同意がなければならない。
  - 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

- 第3問 不在者に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。
  - ア 不在者 A が家庭裁判所から失踪宣告を受け、その相続人 B が A から相続した不動産を C に売却して引き渡したが、その後、生存していた A の請求により当該失踪宣告が取り消された場合には、当該売買の当時 A の生存につき B が善意であっても C が悪意であったのであれば、A は、C に対し、当該不動産の返還を請求することができる。
  - イ 家庭裁判所が不在者 A の財産管理人として D を選任した場合において, D が A 所有 の財産の管理費用に充てるために A の財産の一部である不動産を売却するときは, D は, これについて裁判所の許可を得る必要はない。
  - ウ 不在者 A が家庭裁判所から失踪宣告を受けた後に、A が E に 100 万円を貸し渡した場合は、当該金銭消費貸借契約は、当該失踪宣告が取り消されなくても有効である。

  - オ 不在者 A が家庭裁判所から失踪宣告を受け、その相続人 B が A から相続した銀行預 金の大部分を引き出して費消した後、生存していた A の請求により当該失踪宣告が取り 消された場合には、それまで A の生存につき善意であった B は、現に利益を受けている 限度において返還すれば足りる。

## 2018 年合格目標・択一実戦過去問~キムラの目~第1回 民法①(総則)

- 第4問 意思表示に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。
  - ア 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた 日(以下「公示の日」という。)から2週間を経過したときは、公示の日に遡って相手方 に到達したものとみなされる。
  - イ 意思表示の相手方が当該意思表示を受けた時に未成年者であった場合でも、その法定 代理人が当該意思表示を知った後は、表意者は、当該意思表示をもってその相手方に対 抗することができる。
  - ウ 法人に対する意思表示を当該法人の使用人が受けた場合において、当該意思表示が効力を生ずるためには、当該使用人が当該法人から当該意思表示の受領権限を与えられていなければならない。
  - エ 相手方と通じて指名債権の譲渡を仮装した場合において、仮装譲渡人が債務者に譲渡 の通知をしたときは、仮装譲渡人は、当該債権につき弁済その他の債務の消滅に関する 行為がされていない場合でも、当該債権譲渡が虚偽であることを知らない債務者に対し て当該債権譲渡が無効であることを主張することができない。
  - オ 隔地者に対する契約の解除の意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡した場合で も、そのためにその効力を妨げられない。

- 第5問 虚偽表示に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの** の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移 転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、AがDに対して甲建物を譲渡 した場合には、Cは、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったときで あっても、BからCへの所有権の移転の登記をしなければ、Dに対し、甲建物の所有権 を主張することができない。
  - イ A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移 転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、更にCがDに対して甲建物を 譲渡した場合において、CがAB間の売買契約が仮装のものであることを知っていたと きは、Dがこれを知らなかったときであっても、Dは、Aに対し、甲建物の所有権を主 張することができない。
  - ウ A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移 転の登記がされた後に、Bの債権者Cが、AB間の売買契約が仮装のものであることを 知らずに甲建物を差し押さえた場合であっても、CのBに対する債権がAB間の仮装の 売買契約の前に発生したものであるときは、Aは、Cに対し、AB間の売買契約が無効 である旨を主張することができる。
  - エ A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買予約に基づきBを仮登記の登記権利者とする所有権移転請求権保全の仮登記がされた後、BがAに無断で当該仮登記に基づく本登記をした場合において、その後にBから甲建物を譲り受けたCが、その当時、当該本登記が真実に合致したものであると信じ、かつ、そのように信じたことについて過失がなかったときは、Cは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。
  - オ Aから土地を賃借したBがその土地上に甲建物を建築し、その所有権の保存の登記がされた後に、甲建物についてBC間の仮装の売買契約に基づきBからCへの所有権の移転の登記がされた場合において、BC間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったAが賃借権の無断譲渡を理由としてAB間の土地賃貸借契約を解除する旨の意思表示をしたときは、Bは、Aに対し、BC間の売買契約は無効であり、賃借権の無断譲渡には当たらない旨を主張することができる。
  - 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

- 第6問 Aの代理人であるBは、Cに対し物品甲を売却した(なお、この売却行為は、商行為には当らないものとする。)。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア B が自己又は第三者の利益を図るために物品甲を売却した場合であっても、それが客 観的に B の代理権の範囲内の行為であり、C が B の意図を知らず、かつ、知らないこと に過失がなかったときは、B がした意思表示は、A に対して効力を生ずる。
  - イ Bは、Aのためにする意思を持って Cに対し物品甲を売却したが、その際、Aの代理人であることを Cに告げなかった。この場合において、Bが Aのためにする意思をもって売買契約を締結していたことを Cが知り、又は知ることができたときは、Bがした意思表示は、Aに対して効力を生ずる。
  - ウ B の意思表示が C の詐欺によるものであったときは、B は、その意思表示を取り消すことができるが、A は、B による意思表示を取り消すことができない。
  - エ Bは、Aのためにする意思をもって Cに対し物品を売却したが、その際、売買契約書の売主署名欄に Aの氏名のみを記載し、自己の氏名を記載しなかった。この場合において、契約書に A の氏名だけを記載することを A が B に許諾しており、C も契約書に署名した Bではなく A と契約する意思を有していたときは、B がした意思表示は、A に対して効力を生ずる。
  - オ B が A のためにする意思をもって、A の代理人であることを示して、C に対し物品甲を売却した場合であっても、B が未成年者であるときは、B がした意思表示は、A に対して効力を生じない。
  - 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

- 第7問 次の対話は、無権代理に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から 5までのうちどれか。
  - 教授: Aの代理人であると称するBが、Cとの間で、Aが所有する甲建物の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結したところ、Bが代理権を有していなかったという事例を考えてください。

この事例において、Cは、どのような法的手段をとることが考えられますか。

- 学生:ア Cは、Aに対して本件売買契約を追認するか否かの催告を行うことができ、また、Aの追認がない間は、Bが代理権を有しないことについてCが善意か悪意かを問わず、契約を取り消すことができます。
- 教授: それでは、事例において、BがCから受け取った売買代金をA名義の預金口座に 入金し、Aがこれを認識しながら6か月間そのままにしていたという場合には、A は、なお追認を拒絶することができるでしょうか。
- 学生: イ 追認があったかどうかが問題になりますが、黙示の追認がなかったとしても、 取り消すことができる行為の法定追認について定めた規定の類推適用により、本 件売買契約を追認したものとみなされますので、Aは、もはや追認を拒絶するこ とができなくなります。
- 教授: では、事例において、本件売買契約を締結した後に、Bの無権代理によるCへの 甲建物の売却を知らないDに対してAが甲建物を売却し、その後、AがBの無権代 理行為を追認した場合には、CとDのどちらが甲建物の所有権を取得しますか。
- 学生:ウ AがBの無権代理行為を追認しても,第三者の権利を害することはできません ので,追認の及効は制限され,対抗要件の具備を問うまでもなくDが所有権を取 得します。
- 教授: では、事例において、BがAの子であったと仮定し、AがBの無権代理行為の追認を拒絶した後に死亡し、BがAを単独相続した場合は、どうなりますか。
- 学生:エ Aが追認を拒絶することにより、Bの無権代理による売買契約の効力がAに及ばないことが確定しますので、その後にBがAを相続しても、Bは、追認拒絶の効果を主張することができます。
- 教授: 事例において、Aが追認を拒絶した場合、Cが民法第117条第1項に基づいてBに対して損害賠償を請求するためには、Bに故意又は過失があることを立証する必要がありますか。
- 学生:オ 無権代理人の損害賠償責任の性質は、不法行為責任ではなく、法律が特別に認めた無過失責任であると考えられますので、Cは、Bの故意又は過失を立証する

## 2018年合格目標・択一実戦過去問~キムラの目~第1回 民法①(総則)

必要はありません。

(参考)

民法

(無権代理人の責任)

第 117 条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかったときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 (略)

- 第8問 無効又は取消しに関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいも**  $\boldsymbol{\sigma}$  の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
  - ア 当事者が無効な行為を追認したときは、当該追認は、当該行為の時に遡ってその効力 を生ずる。
  - イ 他人の子を自己の嫡出子として出生の届出をしても、その届出は、嫡出子の出生の届出としては無効であるが、その届出が当該他人の子を自己の養子とする意図でされたものであるときは、その届出をもって養子縁組の届出があったものとされる。
  - ウ 主たる債務者が行為能力の制限によってその債務を生じさせた行為を取り消すことが できる場合であっても、当該債務の保証人が当該行為を取り消すことはできない。
  - エ 制限行為能力者が行為能力の制限によって取り消すことができる行為によって生じた 債務を行為能力者となった後に承認した場合であっても、当該行為が取り消すことがで きるものであることを当該制限行為能力者が知らないときは、当該行為を追認したもの とはならない。
  - オ 取り消すことができる行為について追認をすることができる取消権者が当該行為から 生じた債務の債務者として履行をした場合には、法定追認の効力が生ずるが、当該行為 について当該取消権者が債権者として履行を受けた場合には、法定追認の効力は生じな い。
  - 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

- 第9問 条件又は期限に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らしXのYに対する請求が認められるもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。
  - ア Xは、Aに対する貸金債権を有していたところ、その弁済をAが結婚するまで猶予するため、Aとの間で、その弁済期をAが結婚する時と定めた。その後、Aは、結婚しないまま、死亡した。Xは、Aの唯一の相続人であるYに対し、当該貸金債権の弁済を請求した。
  - イ Yは、Xとの間で、X所有の甲カメラが壊れたら、Y所有の乙カメラをXに贈与する 旨を約した。その後、Xは、Xの妻であるAに甲カメラを壊すように依頼し、Aが故意 に甲カメラを壊した。Xは、甲カメラが壊れたとして、Yに対し、乙カメラの引渡しを 請求した。
  - ウ Yは、Xとの間で、Yが交際中のAと結婚したら、Y所有の甲自動車をXに贈与する 旨を約した。その後、Yは、Aから結婚の申込みを受けたが、仕事の都合から回答を保 留し、これがきっかけとなって、結局、YとAとの関係が破綻し、YがAと結婚する見 込みはなくなった。Xは、Yに対し、甲自動車の引渡しを請求した。
  - エ Xは、Yに対し、利息を年1割、元本及び利息の弁済期を契約時から1年後として、金銭を貸し付けた。Xは、Yに対し、契約時から半年を経過した日に、同日から弁済期までの半年分の利息の支払請求権を放棄して、当該貸金債権の元本と契約時から同日の前日までの半年分の利息の支払を請求した。
  - オ Yは、Xとの間で、Xが半年後に実施される資格試験に合格したら、Y所有の甲時計をXに贈与する旨を約した。その後、Yは、故意に甲時計を壊した。Xは、これを知り、当該資格試験に合格した後、Yに対し、不法行為に基づく甲時計の価額相当分の損害賠償を請求した。
  - 1 P 2 P 3 1 4 1 5 D T

- 第10問 時効の援用権者に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいも の**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、民法第423条による援用権の代位 行使については考慮しないものとする。
  - ア 後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権が消滅すると先順位抵当権も消滅し、その把握する担保価値が増大するので、その被担保債権の消滅時効を援用することができる。
  - イ 他人の債務のために自己の所有物件に抵当権を設定した物上保証人は、その被担保債権が消滅すると抵当権も消滅するので、被担保債権の消滅時効を援用することができる。
  - ウ 一般債権者は、執行の場合における配当額が増加する可能性があるので、他の債権者 の債権の消滅時効を援用することができる。

  - オ 建物の敷地所有権の帰属につき争いがある場合において、その敷地上の建物の賃借人は、建物の賃貸人が敷地所有権を時効取得すれば賃借権の喪失を免れることができるので、建物の賃貸人による敷地所有権の取得時効を援用することができる。
  - 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ